

水田利用再編

第三期対策に入る

農産物の総合的な自給力の強化と米の生産調整を図る目的で昭和五三年度からスタートした「水田利用再編対策」は昭和五九年度から第三期目（五九〜六一年度）に入ります。

第二期においても第一期と同様農家のみなさんのご協力により目標を達成することができました。

米の需給動向は四年連続の不作に見舞われたものの生産力が依然として需要を大幅に上回っている状況です。

第三期の米需給計画についても現下の米の在庫状況にかんがみ適正な在庫水準を確保するため計画的な在庫増しを行い転作目標面積は原則として期中固定されます。

奨励補助金の体系と水準

一、奨励補助基本額は次表のとおり、第二期より永年性作物を除き一律一〇アール当り八、〇〇〇円が減額されます。（土地改良通年施行は一三、〇〇〇円減額）。

二、現行の団地化加算、計画加算

区分	基本額	転作定着化加算	
		第1種加算	第2種加算
転作奨励補助金	永年性作物（畑を含む）	49,000	10,000
	定作物	41,000	10,000
	一般作物等	26,000	10,000
	野菜	21,000	10,000
土地改良通年補助金	21,000	—	—

水田利用再編奨励補助金の単価
(10アール当たり円)

及び地域振興作物加算が見直され新たに転作定着化推進加算として第一種加算、第二種加算が創設されました。

転作定着化推進加算

一、第一種加算
(A) 団地化加算

第二期の団地化加算と同様で転作田が完全に地続きで、一定のまとまりのある連担団地であること。

なお、昭和五八年度においては芝崎と新別名が団地化転作を実施した



芝崎団地転作田(大豆)の管理作業

しました。

(B) 集落恒久転作加算
集落ぐるみの話し合いにより集落の水田の二分の一以上を計画的かつ恒久的に畑転換すること。

二、第二種加算

(A) 集落転作加算
集落内の農家で組織する転作営農組合が設立されていて転作田の農作業を組合が行っていること。

(B) 地域特産作物加算

町が指定する一般作物の中の一品種（未定）の転作が実施されていること。

(C) 高度利用加算

転作田に表作、裏作ともに転作物が植えてあること。
(D) 特認加算
県が決定する加算制度で現在協議中。

制度内容の改善

一、従来特定作物であった飼料用青刈稲は定着性等の問題から一般作物扱いとなります。

ただし、ホールクローブサイレージ用稲（糊熟期又は黄熟期のものに限る）については特定作物扱いとなります。

二、転換畑（転作等により水稲の作付けが不可能になった水田）での転作に係る奨励補助金については新たに交付期間（五年）を設定するとともに、その単価は永年性作物並みとなります。

三、他用途利用米（加工原料用米）転作目標面積の割程度他用途利用米の生産を行うようになりま

す。
以上が第三期の概要です。

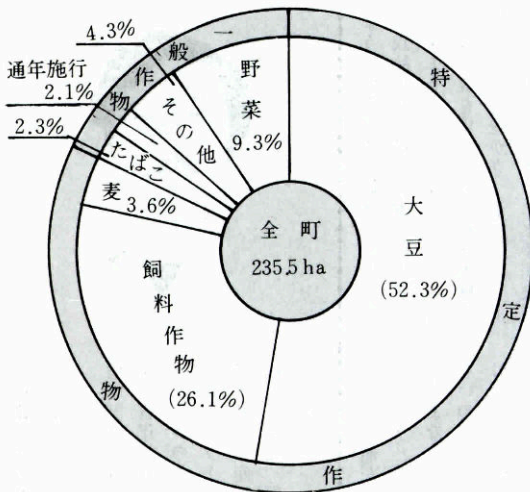
期	第一期		第二期		第三期		
	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度		
年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59.60.61年度
転作目標面積	123.0	123.0	180.0	210.1	210.1	206.3	205.2
実施面積	177.1 (144%)	169.0 (137%)	210.4 (117%)	245.9 (117%)	250.6 (119%)	235.5 (114%)	?

転作目標面積及び実績

(単位 ha)

現在、昭和五九年度の転作目標面積の配分の準備をしていますが、これの達成について集落で話し合いを進めていただくため、集落配分を檢討していま

58年度転作実施面積



集落の転作目標面積達成に對しご協力をよろしくお願ひ致します。詳しいことは、役場農林課農務係へお尋ねください。